

平成17年 第1回(臨時)由布市議会会議録(第3日)

平成17年11月18日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成17年11月18日 午前10時30分開議

- 日程第1 議案第1号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第2 議案第2号 由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第3号 由布市長職務執行者の旅費に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第14号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第15号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第16号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程
- 日程第17 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて(大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について)
- 日程第18 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて(町の区域の設定について)
- 日程第19 閉会中の継続調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第2 議案第2号 由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止について
- 日程第3 議案第3号 由布市長職務執行者の旅費に関する条例の廃止について

- 日程第4 議案第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第10号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第12号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第14号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第15号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第16号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程
- 日程第17 承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について）
- 日程第18 承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）
- 日程第19 閉会中の継続調査申出書

出席議員（25名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君  | 2番 高橋 義孝君  |
| 3番 立川 剛志君  | 4番 新井 一徳君  |
| 5番 佐藤 郁夫君  | 6番 佐藤 友信君  |
| 7番 溝口 泰章君  | 8番 西郡 均君   |
| 9番 淵野けさ子君  | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君  | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 21番 丹生 文雄君 |
| 22番 三重野精二君 | 23番 生野 征平君 |
| 24番 山村 博司君 | 25番 久保 博義君 |



えのお願いをいたしました。今、議案第8号と10号を差しかえということでお配りをいたしております。

まず、8号につきましては、学歴のところ「昭和56年3月、大分県立厚生学院卒業」というのがございますが、そこが「昭和58年」に訂正をさせていただきました。それから、議案第10号の差しかえ分でございますが、職歴で平成11年12月のところで「庄内町農業共同組合退職」というのがございますが、「さわやか農業協同組合退職」に訂正をさせていただきましたので、よろしくお願いいいたします。大変御迷惑かけました。

#### 日程第1．議案第1号

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、議案第1号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

消防本部長（二宮 幸人君） 消防本部消防長の二宮と申します。よろしくお願いいいたします。

開会直後、大変申しわけありませんけども、議長、字句の訂正を許可をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

消防本部長（二宮 幸人君） 条例集のページ、8ページを訂正をお願いいたします。下から5行目の（5）のウ、「三日を超えて集積する場合において」という「三日」が漢数字になっておりますけども、アラビア数字に書きかえをお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、詳細説明を行います。議案第1号由布市火災予防条例の一部を改正する条例の改正に至った経緯及び改正点について御説明を申し上げます。

平成15年8月、三重県の三重ごみ固形化燃料発電所でごみ固形化燃料貯蔵槽の火災爆発事故が発生、翌9月、栃木県栃木ブリヂストンタイヤ工場では大規模工場火災の発生など、指定可燃物やそれらに類する危険性物品による産業事故、災害が多発いたしました。特に、三重ごみ固形化燃料爆発事故では、消火活動中の消防職員2名が殉職し、作業員5名が負傷するとともに、完全鎮火まで長時間を要する大惨事となりました。

ごみ固形化燃料等の関係施設では、これまでも発熱、発火事例が多数発生しており、大量に集積した場合の消火活動が非常に困難となることが判明し、所要の火災予防対策を講じる必要から、国は関係法令の一部改正を行い、これに伴い、現行の由布市火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正内容の第1点は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関して、従来の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準に加え、貯蔵または取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準につ

いて整理したこと。第2点は、合成樹脂類の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準を整備したこと。第3点は、再生資源燃料を指定可燃物に指定するとともに、貯蔵及び取り扱いの技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準が定められたこと。第4点は、一定量以上の指定可燃物を貯蔵、取り扱う場合、自主的な保安対策による事故防止の推進を図り、火災予防上有効な措置を講ずることとされたこと。本条例の施行期日は、平成17年12月1日とすることです。

参考までに、由布市内には再生燃料資源を取り扱う場所はございません。県内には、大分市に数箇所、それから津久見市に1カ所ございます。

参考までに新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 通常、火災予防条例等の改正については、改正施行の間際になって通達に来て、大変面倒な作業を今までずっとやっておったんですけども、今回、法律が今年の6月2日、政令でも7月9日ということで、一年以上前のが、施行日が本当に 本当にとか言ったら失礼ですけども、17年の12月1日になってるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

予防課長（工藤 順三君） 予防課長の工藤です。お答えいたします。

先ほど7月と言われましたが、昨年、16年10月29日の条例の改正通達でございます。これにつきましては、本年、平成17年3月3日の大分地域消防組合第1回定例会において、同様の内容において可決承認していただいております。ですが、10月1日の由布市発足に当たって、火災予防条例を策定するに当たって、この通達自体が施行が12月1日からの施行になっております関係で、10月1日の由布市の火災予防条例の中に組み込むことができませんでしたので、再度由布市発足後上程ちゅうか、提出させていただきました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 聞いてみれば、既に大分地域消防組合では改正をしていると、昨年の3月に。だけど、由布市で組み込むことができなかつた。（「今年3月」と呼ぶ者あり）今年3月。で、合併はことしの10月1日ですから、その合併の作業としては別に、その組み込むことができなかつたちゅうのが、ちょっと私には理解できないんですけどね。施行日が先だから無理に入れなくていいわという話じゃなくて、現行既に消防組合で施行されてれば、当然新しい由布市においても、それで 施行ちゅうか公布されてればですね 公布するのが当然じゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺の基本的な考え方がちょっと理解できないんです

が。

議長（後藤 憲次君） 予防課長。

予防課長（工藤 順三君） この件についても、合併協でも話して、予防と話し合った結果、10月1日発足時の火災予防条例の中に組み込むと、10月1日から11月30日までの間、条例内容が施行されない内容になってきますので、この今回改正部分の議案につきましては12月1日からの施行と、今年の12月1日からの施行という関係で、どうしても条例本文の中に、由布市火災予防条例の本文の中に組み込めなかった。で、別紙でそれを上げるわけにもいかないということで、由布市発足の段階では、これを継続して、大分地域消防組合からの継続で組み込まないような事態になりました。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 同じ意味で3回目になるんで、これ以上は聞けないんですけども、組み込めないという理由がいまいちのみ込めないんです、こっちには。だから、何で組み込めなかったのか。消防組合で公布されとったものが、何で10月1日時点でそれが由布市の火災予防条例に反映されなかったのかというのが、私たちがわかるように組み込めない理由を教えてくださいたいんですが。その施行上まずいところがあるというふうに言っていたんですけども、どの部分を指してそれを言っているのか、具体的に言ってもらえるとありがたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 予防課長。

予防課長（工藤 順三君） 具体的には、火災予防条例の31条の5ですね。済みません、31条の5ですんで 31条の5、25ページ、議案の25ページ、新旧対照表をちょっと参考にして説明いたしますと、31条の5の2項第1号ですね。この内容が これじゃなかったな。この内容と、あと通達の関係で、今回の昨年10月29日に出ましたこの通達、条例令の通達自体が旧規定を含んでおります。この35条の内容がですね。で、次号にあります「ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面はエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂」という関係の文が、昨年の通達では、大分地域消防組合の規定そのものでしたが、これを12月1日から施行するというので、旧基準のやつは11月30日まで旧基準が生きているという形になって、これ自体が12月31日で、その間にもう1個条例の改正が入ってきまして、その関係なんかも含めて、複雑な形になってますけど、ちょっと12月1日付の改正条文を10月1日の火災予防条例に組み込むと、それ以外の項目も含めてばらばらになってしまうということで、条例自体がばらばらになって、2つつくらくなくちゃんならないような事態になりますんで、御理解いただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第 1 号由布市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 . 議案第 2 号

日程第 3 . 議案第 3 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2、議案第 2 号由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止について及び日程第 3、議案第 3 号由布市長職務執行者の旅費に関する条例の廃止についての 2 件を一括議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長の三ヶ尻でございます。議案第 2 号並びに議案第 3 号につきましての詳細説明を申し上げます。

まず、議案第 2 号でございますが、由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止について、由布市長職務執行者の給与に関する条例（平成 17 年条例第 54 号）を廃止する条例を次のように定めるといってございます。

御承知のように、10 月 1 日から 10 月 30 日まで職務執行者が在任をいたしてございました。その中で給与を条例化していたわけでございますが、10 月 30 日付で失職をいたしましたので、この条例の廃止をお願いしたい次第であります。

それから、議案第 3 号につきましては、由布市長職務執行者の旅費に関する条例の廃止でございまして、同じく執行者の旅費に関する条例を制定いたしてございましたが、30 日付で失職をいたしましたので、この条例を廃止したいわけでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、議案第 2 号由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止について及び議案第 3 号由布市長職務執行者の旅費に関する条例の廃止についての 2 件を一括採決します。

本案の2件は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4．議案第4号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、議案第4号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、清永直孝氏の退席を求めます。

〔教育長 清永 直孝君 退場〕

議長（後藤 憲次君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今度の提案理由のすべての人事案件について、欠員のためという理由になってます。通常、欠員のためというのは、充足しているものが欠けた場合に欠員のためちゅうのがあると思うんですよ。また新たな就任に対して欠員のためという理由は、私は適切じゃないというふうに思うんですけども。業界ではそれで通るんかしらんけども、社会常識に反するんじゃないかというふうに思うんですけども、その点どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育次長の後藤です。合併がありまして、合併の特例によりまして、最初に招集される議会の末尾までが現教育委員の任期であります。それをもちまして、例えば11月18日が任期ということで、欠けるということでもありますので、その意味で新たに4号から8号について御提案をする次第であります。合併特例によるものであります。教育委員が欠けると、18日をもって欠けるということでもありますので、教育行政に不断といいますが、引き続いてしなければなりませんので、御提案をしているところであります。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） その論法でいきますと、欠けてないちゅうことになるんですよ。18日の午前0時ならともかく、もう在職してそこにおられるわけですから、欠けてないんですわ。だから、やっぱり私がさっき言ったように、新たに就任してもらうために提案するというのが本来のあり方です。再度。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） 今までの旧町の議会提案等を見ますと、この提案理由で行っておりますので、引き続き 確かに、言われるように18日をもって任期であります。それで欠員のためということで、新たに選任ということでもあります。



議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 自分で皆正直に言うてしまうから、ちょっとかわいそうなぐらいなんですけど。その今までこういうやり方でやってたからちゅうことをくしくも言ってしまったんですけども、今までと違うのが今度の事態なんで、それでは提案理由は全く違うことになるんで、ちょっと改めて検討した方がいいんじゃないですか。私は、もうこれ以上言いませんけども。

議長（後藤 憲次君） 答弁も要りませんか。 はい。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第4号、清永直孝氏の教育委員の任命につき同意を求めることについて採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は25人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	小林華弥子議員	2番	高橋 義孝議員
3番	立川 剛志議員	4番	新井 一徳議員

5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員
26 番	後藤 憲次議員		

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議員（1 番 小林華弥子君） 議長、暫時、休憩を求めます。

議長（後藤 憲次君） はい。

議員（1 番 小林華弥子君） 投票による表決の際に、議長に投票権はないんじゃないでしょうか。規律に代わる投票の採決なので、議長が投票されるというのは違うんじゃないかと思います。

事務局長（衛藤 重徳君） 表決にかかわる規定はございません。それで、ちょっと結果を発表して、それによって有効、無効を決めたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 25 票、そのうち賛成 24 票、反対 1 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 4 号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

事務局長（衛藤 重徳君） 私の方からちょっと御説明申し上げます。

24、賛成ですね。反対 1 でございますので、議長の分をもし引いても賛成同意の多数には変わりはないということで御報告申し上げます。（「それじゃ、同数の場合どうする」と呼ぶ者あり）同数の場合につきましては、また再選挙、無効ということで再投票になろうかと思えます。それは、私の方の手違いでございます。

議長（後藤 憲次君） よって、議案第4号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

清永直孝氏の入場を求めます。

〔教育長 清永 直孝君 入場〕

議長（後藤 憲次君） 本件については同意されました。

#### 日程第5・議案第5号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、議案第5号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） すべての人事案件に共通することなんですけども、今市議会としては、今回は特別そのようにしてませんけども、質疑の通告制をとってます。したがって、開会式当日に議案が手元に届くというようなことでは、質疑の通告のしようもありません。それで、こういうことを何度も繰り返すつもりなのか。しかし、この次は議案を示して告示をするわけですから、その告示と同時に皆さんに議案を配付するつもりなのか。その辺を明確にさせていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。今、御指摘、御意見のとおり努力いたしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今回は、最初ということもあって、こういうことになったんかもしれませんが、次回からは、たとえ人事案件といえどもやっぱり告示の日にきちっと議員諸氏に届くように手配をお願いしたいと思います。

2点目は、先ほどの続きなんですけど、そういうことが明らかになったにもかかわらず、やっぱり提案理由を改めようとしなないということについては、提出者の意見を私ぜひお伺いしたいんですよ。幾ら部下っっちゃうか、部長あるいは次長がそういうふうに提案したとしても、由布市長首藤奉文名で提案をすべてしているわけです。そういう不都合な場合は、やっぱり基本的には、今回はこらえてもらいたいけども次回はきちっとしますというぐらいの、そういうぐらいの釈明があつてしかるべきだというふうに私は思うんですけども、市長自身の見解を承りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 全くそのとおりでございます。次回からは十分検討して、きちっとし

ていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第5号、二宮勝利氏の教育委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は25人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員

15番	佐藤 人巳議員	16番	田中真理子議員
17番	利光 直人議員	18番	小野二三人議員
19番	吉村 幸治議員	21番	丹生 文雄議員
22番	三重野精二議員	23番	生野 征平議員
24番	山村 博司議員	25番	久保 博義議員

.....  
議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数24票、そのうち賛成23票、反対1票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第5号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

・ ・  
日程第6・議案第6号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程6、議案第6号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号、衛藤公臣氏の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を行います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 24 票、そのうち賛成 24 票、反対ゼロであります。

以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 6 号教育委員会委員の任命につき同意を求

めることについて、同意することに決定をいたしました。

日程第7・議案第7号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第7号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第7号、足利能彦氏の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	小林華弥子議員	2番	高橋 義孝議員
3番	立川 剛志議員	4番	新井 一徳議員
5番	佐藤 郁夫議員	6番	佐藤 友信議員

7番	溝口 泰章議員	8番	西郡 均議員
9番	淵野けさ子議員	10番	太田 正美議員
11番	二宮 英俊議員	12番	藤柴 厚才議員
13番	佐藤 正議員	14番	江藤 明彦議員
15番	佐藤 人巳議員	16番	田中真理子議員
17番	利光 直人議員	18番	小野二三人議員
19番	吉村 幸治議員	21番	丹生 文雄議員
22番	三重野精二議員	23番	生野 征平議員
24番	山村 博司議員	25番	久保 博義議員

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数24票、そのうち賛成22票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第7号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

#### 日程第8．議案第8号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程8、議案第8号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号、土山和美氏の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、



佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数24票、そのうち賛成22票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第8号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

ここで午前中の部を終わりたいと思いますが、先ほど議案第4号で教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて同意することに決定いたしました清永直孝氏が会場におられますので、あいさつを受けます。（発言する者あり）全部、そうなの。5名の委員が全員見えていますので、あいさつを受けたいと思います。順番にあいさつを。

教育長（清永 直孝君） 教育委員会委員の選任に同意をいただきまして、ありがとうございました。教育に課せられている課題が山積していますし、教育委員会への期待感も年々増してるなというのを肌で感じてまいりました。私なりに体験をもとにしながら、初心に返って誠心誠意頑張っていこうと思っています。議員の皆様方の限りない御指導、御支援をよろしく申し上げます。（拍手）

教育委員（二宮 勝利君） 皆様、こんにちは。このたび教育委員に御推挙を皆様方からいただきました二宮勝利と申します。どうかよろしく願いいたします。

今、世の中の教育のあり方、いろいろ問われておりますけども、私の方、微力ではございますが、広い視野に立つということをお忘れずに全力で頑張りたいというふうに、今決意を新たにしているところであります。どうか皆様方のこれからの御指導、御鞭撻のほどをよろしく願い申し上げます。簡単ではあります、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

教育委員（衛藤 公臣君） ただいま御承認いただきまして、まことにありがとうございます。衛藤公臣と申します。非力ではございますが、教育の推進に、議員皆様方の御支援、また御指導いただきながら、努めてまいりたいなというふうに考えてございます。今後ともよろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

教育委員（足利 能彦君） ただいま御承認いただきまして、ありがとうございました。足利能彦と申します。

私、湯布院町でも一応教育委員をしておりました。そのときからのことなんです、学校教育等でも知育、徳育、体育と申します。知をはぐくみ、徳をはぐくみ、体 体をはぐくむということですが、最近の青少年が絡む事件、たくさん報道されておりますが、それを見るにつけ、この3つ、本来元来別々のものではなく、知能と精神と身体は別々にあるものではなく一つ

のものであります。だから、知が徳を補い、また体を補う。逆に、知が足りないところを徳で補う。そうしてその人間が形成されるものだと思っております。そのバランスがとれた、そういう人間形成にほんの少しでも加担ができれば非常にうれしいと思っております。微力ですが、その教育により、由布市で学んだことを誇りに思う人々が1人でもあらわれればありがたいなと思っております。何とぞ皆様、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

教育委員（土山 和美君） こんにちは、挾間町の土山和美です。きょうは御承認をいただきまして、どうもありがとうございます。

私には、小学生、中学生、高校生の3人の子供がおります。保護者の立場から、子供たちのために精いっぱい務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

議長（後藤 憲次君） ここで暫時休憩をいたします。午後は13時から再開をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

#### 日程第9・議案第9号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第9号、油布文男氏の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数24票、そのうち賛成22票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第9号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

日程第10・議案第10号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第10号、永松良雄氏の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	小林華弥子議員	2番	高橋 義孝議員
3番	立川 剛志議員	4番	新井 一徳議員
5番	佐藤 郁夫議員	6番	佐藤 友信議員
7番	溝口 泰章議員	8番	西郡 均議員

9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

.....  
議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 24 票、そのうち賛成 24 票、反対ゼロ、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 10 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

#### 日程第 11 . 議案第 11 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 11、議案第 11 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第 11 号、石川宏氏の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は 24 人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 24 票、そのうち賛成 20 票、反対 4 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 11 号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第 12 . 議案第 12 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 12、議案第 12 号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により、吉村幸治君の退席を求めます。

〔 19 番 吉村 幸治君 退場 〕

議長（後藤 憲次君） これより質疑を受けます。質疑ありませんか。太田さん、どうぞ。

議員（10 番 太田 正美君） 人事案件、いずれも任期が全然わからないんですが、いつからいつまでの任期というのはいないんでしょうか、何年間とか。今までの教育委員も含めて全部に任期、いつからいつまでの任期なのかが一切うたっていないんですが、その辺は必要ないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 執行部。次長。

教育次長（後藤 哲三君） 教育委員の任期につきましては、今日までが任期でありますので、明日からと。そして、初めての任期でありますので、4 年が 2 名、3 年が 1 名、2 年が 1 名、1 年が 1 名ということで、これは市長の辞令によります。5 人の委員ですね、教育委員につきましては、合併の特例によりまして、そのように規定されております。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10 番 太田 正美君） だれが任期というのはいえないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 次長。

教育次長（後藤 哲三君） これにつきましては、明日臨時教育委員会を市長が招集する予定にしております。それによりまして、辞令簿には任期を記入ということになります。

議長（後藤 憲次君） ほかに。太田正美君。

議員（10 番 太田 正美君） この場では言えないわけですね。

議長（後藤 憲次君） 教育次長。

教育次長（後藤 哲三君） それでは、任期につきまして予定されてるのが、清永直孝氏、1 年、二宮勝利氏、4 年、衛藤公臣氏、4 年、足利能彦氏、2 年、土山和美氏、3 年ということで、今のところ予定しております。



以上であります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 同じく、固定資産の方はいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。後、後ほど御審議願いますが、固定資産評価審査委員会委員、それから監査委員、公平委員会委員がございまして、いずれも任期4年でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、議案第12号、吉村幸治氏の監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は23人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....  
1番 小林華弥子議員

2番 高橋 義孝議員

3番	立川 剛志議員	4番	新井 一徳議員
5番	佐藤 郁夫議員	6番	佐藤 友信議員
7番	溝口 泰章議員	8番	西郡 均議員
9番	淵野けさ子議員	10番	太田 正美議員
11番	二宮 英俊議員	12番	藤柴 厚才議員
13番	佐藤 正議員	14番	江藤 明彦議員
15番	佐藤 人巳議員	16番	田中真理子議員
17番	利光 直人議員	18番	小野二三人議員
21番	丹生 文雄議員	22番	三重野精二議員
23番	生野 征平議員	24番	山村 博司議員
25番	久保 博義議員		

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数23票、そのうち賛成16票、反対7票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第12号監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

吉村幸治君の入場を求めます。

〔19番 吉村 幸治君 入場〕

議長（後藤 憲次君） 議案第12号の監査委員の選任につきましては、同意されました。

### 日程第13・議案第13号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第13、議案第13号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから議案第13号、宮崎亮一氏の監査委員の選任につき同意を求めること

についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

.....  
議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 24 票、そのうち賛成 23 票、反対 1 票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 13 号監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

日程第 14 . 議案第 14 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 14、議案第 14 号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから議案第 14 号、中山敬三氏の公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（後藤 憲次君） ただいまの出席議員数は 24 人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員
11 番	二宮 英俊議員	12 番	藤柴 厚才議員
13 番	佐藤 正議員	14 番	江藤 明彦議員
15 番	佐藤 人巳議員	16 番	田中真理子議員
17 番	利光 直人議員	18 番	小野二三人議員
19 番	吉村 幸治議員	21 番	丹生 文雄議員
22 番	三重野精二議員	23 番	生野 征平議員
24 番	山村 博司議員	25 番	久保 博義議員

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 24 票、そのうち賛成 24 票、反対ゼロであります。以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 14 号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

日程第 15 . 議案第 15 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 15、議案第 15 号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号、小野哲蔵氏の公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	小林華弥子議員	2番	高橋 義孝議員
3番	立川 剛志議員	4番	新井 一徳議員
5番	佐藤 郁夫議員	6番	佐藤 友信議員
7番	溝口 泰章議員	8番	西郡 均議員
9番	淵野けさ子議員	10番	太田 正美議員
11番	二宮 英俊議員	12番	藤柴 厚才議員
13番	佐藤 正議員	14番	江藤 明彦議員
15番	佐藤 人巳議員	16番	田中真理子議員
17番	利光 直人議員	18番	小野二三人議員
19番	吉村 幸治議員	21番	丹生 文雄議員

2 2 番 三重野精二議員                      2 3 番 生野 征平議員  
2 4 番 山村 博司議員                      2 5 番 久保 博義議員

.....  
議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数 2 4 票、そのうち賛成 2 0 票、反対 4 票です。

以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 1 5 号公平委員会委員の選任につき同意を  
求めることについては、同意することに決定しました。

.....  
日程第 1 6 . 議案第 1 6 号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 1 6、議案第 1 6 号公平委員会委員の選任につき同意を求  
めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。二宮英俊君。

議員（1 1 番 二宮 英俊君） ちょっとお聞きしたいんですけども、加藤さんが選挙管理委員  
会の補充員、順位が 1 番ですよね。もし、この人が選挙管理委員となった場合、この公平委員と  
の兼任になった場合は、別に問題がないのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） ここで暫時休憩いたします。再開は 1 4 時 1 0 分から。

午後 2 時 04 分休憩

.....  
午後 2 時 15 分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

清永直孝教育長さんと米野啓治財政課長が公務のため、退席届が出ましたので許可いたしまし  
た。

それでは、1 1 番、二宮英俊君の答弁をお願いいたします 質問に対する。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。二宮議員から、選挙管理委員の補充員に選  
任されております、順位 1 番の加藤邦広さんが委員になったときのこの話も出ましたし、その  
辺のことは大丈夫かという話でございますが、調べまして、何ら問題ありませんので、よろしく  
お願いいたしたいと思います。

それから、引き続きで申しわけありませんが、先ほど太田議員さんからの質問で、もう既に終わっておりますが、委員さんの任期のことが問われました。その中で、固定資産評価審査委員会の委員さんの任期を、私、もうすべて4年というような回答をいたしました。固定資産評価審査委員会委員の任期は3年でございますので、大変申しわけありませんが、訂正方をよろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これから議案第16号、加藤邦広氏の公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員数は24人です。

ここで立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤郁夫君、佐藤友信君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（後藤 憲次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（後藤 憲次君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に同意する諸君は賛成と、本案に同意しない諸君は反対と記入の上、事務局長の点呼に応じて順次投票をお願いします。なお、投票中賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は反対と見なします。

それでは、点呼を命じます。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林華弥子議員	2 番	高橋 義孝議員
3 番	立川 剛志議員	4 番	新井 一徳議員
5 番	佐藤 郁夫議員	6 番	佐藤 友信議員
7 番	溝口 泰章議員	8 番	西郡 均議員
9 番	淵野けさ子議員	10 番	太田 正美議員



11番	二宮 英俊議員	12番	藤柴 厚才議員
13番	佐藤 正議員	14番	江藤 明彦議員
15番	佐藤 人巳議員	16番	田中真理子議員
17番	利光 直人議員	18番	小野二三人議員
19番	吉村 幸治議員	21番	丹生 文雄議員
22番	三重野精二議員	23番	生野 征平議員
24番	山村 博司議員	25番	久保 博義議員

.....

議長（後藤 憲次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。佐藤郁夫君、佐藤友信君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（後藤 憲次君） 投票の結果を報告します。

投票総数24票、そのうち賛成22票、反対2票、以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第16号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

日程第17．承認第21号

日程第18．承認第22号

議長（後藤 憲次君） お諮りいたします。本日、市長から承認案2件が提出されております。ここで本件を日程に追加し、直ちに上程いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第17、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について）及び日程第18、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました承認第21号及び承認第22号の追加議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、承認第21号、大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について、書類の不備がございましたので、昨日の本会議において取り下げさせていただきました。改めて専決処分

について御承認を賜りたく、提出させていただきます。

本件は、昨日御説明いたしましたように、これまで合併前の3町と大分市との間で広域圏協議会を形成しておりましたが、今回の合併に伴い3町が由布市として発足したことから、由布市と大分市との間で改めて広域圏協議会を設立するための専決処分をしたものでございます。

次に、承認第22号、町の区域の設定について御説明申し上げます。

昨日の本会議におきまして、書類に一部不備がございました関係で取り下げをさせていただきました。改めて専決処分について御承認賜りたく、提出させていただきます。本件は、一部の区域について欠落をいたしておりましたが、改めて欠落部分を調整した上で提出をいたしましたので、御理解をいただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

まず、日程第17、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について）を議題とします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 議長、ちょっと説明の前でございますが、議案10号についてのちょっと訂正をお願いしたいと思うんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ、いいです。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 済みません、たびたびの訂正でございますが、既に議決、承認いただきましたが、議案10号の固定資産評価審査委員の同意を求めることについての永松良雄氏の分でございます。生年月日がかがみの分と2枚目の履歴書の生年月日が異なっております。かがみのおりの昭和18年3月20日でございますので、大変もう事後になって申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

それでは、承認第21号専決処分の承認を求めることについての詳細説明を申し上げたいと思います。

先ほど市長の方から提案理由の説明がございましたが、広域市町村圏協議会につきましては、以前は大分市と旧挾間町、庄内町、それから湯布院町の3の町で構成がなされてございました。その中で、今回由布市の発足に伴いまして、新たに大分市及び由布市で構成をとということでございます。

規約の中身についてはほとんど変わっておりませんが、第8条の委員の中で、ここでは委員は市長、それから以前は大分郡の3町長が委員となっておりました。それが、大分市、由布市になったために両市長ということになりまして、その2人の市長と両市の職員の中からというようなことが変わったような状況でございます。

それから、昨日取り下げをお願いいたしました。協議の地方自治法 専決処分書の中ほど

でございますが、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、ここは由布市となされておりまして、大分市でございます。その下の大分地域広域市町村圏協議会規約以下が告示として添付をされておりますので、議案として上げるのに向こうから来たのをそのまま添付したというような形で、大分市というのが正しいわけございまして、御理解をお願いいたしたいと思います。

以上で市町村圏協議会の設置に関する協議につきましての説明を終わりたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 大分地域広域市町村圏協議会は、かつての分も非常にずさんな書類整備でしたよね。挟間に原書類がないということで、大分市が事務局だからあるだろうということで大分市に行ったら、大分市もないということで、施行日が、前のやつは47年8月30日施行しているのはわかってたんですけども、協議がいつ整ったのか、あるいは告示がいつされたのかというのが全くわからなかったんですね。

それで、昨日もお尋ねしたように、告示番号ですね。大分市側と挟間側の告示番号、何月何日 日にちは10月1日だろうとは思うんですけども、双方資料を添えて、やっぱり双方が保管するというふうな形にしてほしいんです。挟間でもわからない、肝心の大分市の事務局でも全くそれが保管されてないっちゃんことで、前回のはちょっと余りにもひどかったんで、挟間の担当者を通じて大分市にも厳しく言ってもらったんですけども、今回二度とそういうことがないようにしてもらいたいので、きのうもお尋ねしたことを、もう既にわかってると思いますけども、双方の告示日、告示番号、それを教えていただきたいんですが。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 大変申しわけありません。後ほど調べて、御報告させていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかに、ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） きんのうのきょうですから、すぐにはできないということもわかります。できたら、ファックスでも結構です、実物をきちっと届けてもらって。といいますのも、きのうの答弁で総務部長は、「款別収支月計あります」と答弁したですね。実際持ってきてもらったら、全然違うの持ってきて、あるのかないのか、虚偽答弁だったっちゃんようなことがありますんで、もちろん虚偽答弁は許されないんで、そういうことのないように、あると言ったんですから、あるものをやっぱりきちっと届けるようにしてほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、承認第21号専決処分の承認を求めることについて（大分地域広域市町村圏協議会の設置に関する協議書について）採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第21号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

次に、日程18、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）を議題といたします。

担当部課長に詳細説明を求めます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。承認第22号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これも昨日取り下げをお願いいたしました。

主な内容といたしましては、裏面をお願い申し上げます。最後のページに上段の大字西長宝、大字東大津留、大字南大津留の3地区が、これが抜けておりました。早速確認をしたわけですが、この議案の資料をコピーをするために、告示と専決のそれぞれの決裁の中から、それをコピーしたわけですが、ちょうど3地区が相互にまたがっておりまして、書類の添付がミスが生じたわけでございます。告示も確認はいたしました。このとおりで、その3地区も入ったので告示をいたしてございます。

それから、一つ例でございますが、大字の一番最初の大字高崎が変更後は挟間町高崎というような表示がしてございます。本来だと、その上の「次の表のさらに掲げる町及び字の名称を」というのがございますが、そうなりますと、大字高崎の前に挟間町、それから変更後に由布市がつくのが妥当だと考えておりますが、これにつきましては、既に県の方に10月1日で告示もなされておりますし、大変後の処理に難しい状況のこともございまして、その辺御理解の上、何とかよろしくお願い申し上げたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今の説明聞いても、やっぱり納得いかんのですね。挟間町を乗せると、変更後は由布市を乗せなきゃいかんという論法は、こじつけちゃうやつですわ。ここに書いてるように、そのまま読めばいいんですよ。挟間町大字高崎は挟間町高崎にしますよという変更なんです、これは。だから、その挟間町がないっていうのはやっぱりおかしいんだけど、何とかこらえてほしいっちゃうのが後段のあなたの意見陳述みたいにあるんやけど、それにして

も上の最後の末尾の字は、「町及び字の名称を」ちゅうふうになってるんですね。裏に掲げる名称に変更するということです。これは、こじつけてへんてこに意見を言わんで、率直に、誤ってたわけですから、そこを断りを言うて、もうこのまま認めてほしいというふうに言うのが素直だというふう思うんですけどね。そういう言い方をされると、ちょっとこれでは認められないという気がします。あとは、ほかの人がどう言うかはわかりませんが、私は承知できません。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。1番、華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 2点お伺いいたします。

1点は専決理由ですが、専決処分書のすぐ下に「議会を招集する暇がないと認め」ということなんですが、ちょっと重箱の隅をつつくようですが、これは専決理由としては適切な表現ではない。議会を招集する暇がないというよりは、議会が成立していなかったからであって、暇あれば議会が招集できたかというようなことを言いますと、こういう言い方は適切ではないのではないかとということが一つです。

もう一つは、これはちょっと純粋な疑問なんですけど、これを町の区域を設定するというので一つ専決をしております。自治法の260条1項によると、確かにこういう処分が必要だということなんですけど、同じ日に専決をした、きのう議会が承認をした215件の条例のうち、由布市行政区設定条例というものをこれ既に専決して、この条例を設置しております。この条例文の中では、由布市の行政区画を次のとおり設定するというので、このもちろん大字名、それから小字名までを含めて、この行政区画をこの名前で設定をしております。で、この条例を設定したことによる行政区画の設置と、こちらの今出てきている専決処分をしたものを、両方同じ日に専決処分をして設置してるということがどういうふうなことなのか。屋上屋をかけてるようなことに思われるんですけど、これを両方やった理由を教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。小林議員の質問にお答えいたします。

最初の質問であります「議会の招集をする暇がない」ということの標記でございますが、これには、当然議員さんも決定いたしてはごませませんでしたし、これはふさわしくないと考えておりますが、既にこういう形のものを実は告示をしてしまいました。そういう中で、告示のまた再告示というようなことは非常に煩雑でございますし、その辺は今後留意をしながらということで御理解願えたらと思っております。

2点目の質問につきましては、済みません、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） では、休憩します。

午後2時41分休憩

午後 2 時 48 分再開

議長（後藤 憲次君） 1 番、小林華弥子さんの質問に対する答弁をお願いします。どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行政改革室長の相馬です。1 番議員に御回答いたします。

条例第 7 条によります由布市行政区の設定条例につきましては、由布市における行政区の設定でございます。ですから、ここに規定された行政区ごとにそれぞれ自治委員さんを置く、そういった規定がなされるものでございます。専決を求める承認第 2 2 号につきましては、市の中の町及び字の名称の変更ということで、当然この行政区とこの町、字の名称は一致するものではないというふうに思っております。

例えば、専決処分の中には大字東院というのが旧挾間の中にあるんですけども、これは町名、字名としてございます。しかし、行政区としては東院という行政区はございまして、古野の中に含まれると。そういったことで、条例上は行政区の設定の条例でございます。専決処分については、町、字名の変更の専決処分でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。三重野精二君。

議員（2 2 番 三重野精二君） 三重野です。ちょっとお伺いしますが、由布市になりまして、挾間町、湯布院町と、これ我々も聞かれても、今のところこれという規定を定めておるのなら聞きたいんですが。といいますのは、挾間「ちょう」と言うのか、「まち」と言うのか。そこらは、やはり各地域で「まち」と言ったり「ちょう」と言ったりするようなことでは、私はおかしいと思うんで、これきちっと何かの中に、由布市は由布市でもいいが、その下に来るのは「まち」か「ちょう」か、これをしっかりとこの位置づけをしておかないと。問われたときに、この中でもだれも、さあ、さあと言うだけで、我々もその規定ちゅうものもいまだに聞いたことはありませんので、どのようなことを考えておられるのか。統一をするお考えがあるのか、もう勝手にどうでも言いやすいように言えというのか、そこらをちょっとただしたいと思うんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行政改革室長の相馬です。三重野議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

合併協議の中でもその辺の議論がございまして、合併の中で町名、字名をどうするかという議論の中で、3 町を廃して由布市にするということと、残りにつきましては挾間町、庄内町、湯布院町をそのまま残すということで、合併前は挾間が挾間「まち」、庄内「ちょう」、湯布院「ちょう」でございました。それをそのまま、そのままの名前で残すということで、現在でも由布市挾間「まち」、由布市庄内「ちょう」、由布市湯布院「ちょう」が正式な名称としております。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、承認第22号専決処分の承認を求めることについて（町の区域の設定について）を採決します。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、承認第22号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定いたしました。

#### 日程第19．閉会中の継続調査申出書

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第19、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長より、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会の委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で本臨時会の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日で本臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

平成17年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。

市長、何か、あいさつを。市長、いいです。市長、あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 閉会となりましたけれども、ごあいさつをさせていただきます。今回は、平成17年第1回由布市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る11月16日に開会いたしました本議会臨時会におきまして、議員各位におかれましては、3日間という短い期間ではございましたが、精力的に、しかも慎重な御審議をいただき、心からお礼を申し上げますとともに、新市初の議会がこの仮設議場という状況のもとで御審議のことで

ございまして、まことに申しわけなく思っております。また、そのような状況の中で審議をいただきましたことに対して、皆様に衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、由布市新設に伴います専決に係る承認20件の御承認、さらには由布市火災予防条例の一部改正、由布市長職務執行者の給与に関する条例の廃止など、原案どおり御可決賜りますとともに、教育委員会委員の任命、固定資産評価審査委員会委員、監査委員、由布市公平委員会委員の選任等、人事案件につきましても御承認賜り、厚くお礼を申し上げます。

今議会は新由布市の大事な臨時会でありながら、専決承認案件の取り下げ、また議案の訂正等、多くの不手際があったことを深く皆様方におわびを申し上げます。今後、このようなことのないように努力をしてみたいと思っております。また、本会議中、議員各位から種々賜りました貴重な御意見、また御指導、御提言につきましては、御期待に十分沿えるよう最大の努力をしてみたいと思っております。このことにつきましては、今後新市の施政に反映させてまいりたいと思います。

いよいよ秋も深まりました。朝夕はとりわけ寒さも一段と厳しくなってきました。寒い季節となります。どうか皆様方におかれましては健康に十分御留意をくださいますよう御祈念申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長から一言お礼を申し上げたいと思います。

初めての由布市議会臨時議会で、皆さん幾分か緊張もあったかと思えます。そしてまた、この仮設の議場で何となく申しわけないとも思っております。そういったことで、皆さん方真摯に意見を出していただきまして、無事に終了いたしましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

また、執行部につきましては、議員から出された意見を十分認識をし、これからの行政に反映させていっていただきたいというふうに思います。

寒さが厳しくなります。12月議会も間近に控えておりますので、体に十分気をつけられまして議員活動に励んでいただきたいというふうに思います。本日はまことにお疲れでございました。ありがとうございました。（発言する者あり）それは気がつきませんが、してもらいましょう。どうぞ、吉村幸治監査委員。

監査委員（吉村 幸治君） 本日、監査委員の同意をいただきました。厚く御礼を申し上げます。もとより浅学非才の私でございますけれども、代表監査とともに新市の監査に携わりたいと思っております。

何よりも、3町が合併いたしまして、予算配分等々で非常に各町の駆け引きもあろうかと思えますけれども、何はともあれ公平なる予算の執行、そしてまたそれが市民のためになるかどうかということに視点を置きまして監査したいというふうに思っております。

浅学非才の私でございますけれども、よろしく願い申し上げますとともに、本日監査委員に



同意していただきましたことに対する御礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長(後藤 憲次君) 議員は、このままここに残ってください。

午後2時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員